

第61回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議  
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和4年1月25日(火) 20:00~20:45

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただいまから、第61回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議を開催いたします。本日の手話通訳者は、飯田勝英さんと、障害福祉課 山上美紀さんのお二方です。はじめに、危機対策本部の対応状況につきまして、統括調整部より説明いたします。

○橋本統括調整部長

資料1を御覧ください。本日の危機対策本部の開催趣旨ですが、本県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域となったことに伴う県の対処方針の変更等となっております。

発生状況等は、このあと健康福祉部の方から説明があります。なお、対策本部の各部の対応については、前回1月19日の内容と同様ですので、本日は省略とさせていただきます。

資料1については以上です。

○坂本危機管理局次長

感染症の状況、レベルの移行及び青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議からの報告等につきまして健康福祉部より説明いたします。

○奈須下健康福祉部長

はじめに、資料2によりまして、本日1月25日16時30分現在の感染者の状況等について御説明いたします。これまでに判明した感染者は、合計で8,107名となっております。本日公表いたしました新規陽性者196名を含む数字となっております。本日16時30分現在での入院者数101名、宿泊療養者数169名、自宅療養者数956名となっております。

次のページを御覧ください。入院者数101名のうち重症者はゼロ、中等症が4名となっております。

次に、資料3によりまして、本県における感染の状況について御説明いたします。はじめに、スライド2の新規陽性者数の推移と感染経路不明割合のグラフになります。1月12日から18日までの1週間では、1日当たり実数ベースで100人程度の新規陽性者が確認されております。また1月19日から22日までの期間では、1日200人程度の新規陽性者が確認されております。感染経路不明の割合が約半分となっております。

次のページを御覧ください。特に、感染者が多くなっている弘前保健所管内の状況についてです。県全体よりも、感染経路不明の割合が高くなっております。

その次に、スライド4の新規陽性者の年齢階級別割合の日別推移のグラフです。御覧のとおり、薄緑色の20代の感染者が1月10日から16日までの1週間については、非常に割合として多い状況でしたが、1月20日以降、この20代から幅広い年代に感染が拡大しております。高齢者を含む幅広い年代に感染が拡大している状況にあります。

次のスライドを御覧ください。同じく新規陽性者の年齢階級別割合の日別推移を、弘前保健所管内のみたものになります。全県と同じように、1月10日前後は薄緑色の20代が中心でしたが、1月19日、20日以降、幅広い世代に感染が広がっており、特に高齢者の割合が増え、年齢層の高い方の割合が増えてきております。

その下のスライド6、圏域毎の新規陽性者数の推移についてです。特に感染者の多い津軽地域、弘前保健所管内におきましては、1月17日から23日までの1週間で人口10万人あたりの新規陽性者数が273人、その前の週の1月10日から16日までの前週に比べて約2

倍近い状況となっております。県全体でも、前週に比べ、約2倍の感染者数となっております。左下のグラフを御覧ください。このオレンジ色の折れ線で示した津軽地域保健医療圏の1週間、人口10万人あたりの感染者数が突出して高い状況となっております。

次のページを御覧ください。スライド7は、市町村ごとの新規陽性者数を、それぞれ人数区分ごとに表したものになります。赤色で示したものが201人以上、紫色が501人以上となっております。青森市が201人以上なので赤色で、弘前市が501人以上なので紫色で示しております。

この特に感染者の多い青森市と弘前市について、人口10万人あたりの新規陽性者数の推移を比べてみたものが下のグラフになります。人口10万人あたりで、弘前市の6日間の新規陽性者数が200人以上となっております。これは県全体の2倍以上の数値となります。

次のスライド9を御覧ください。年齢階級別入院患者数と新規陽性者の入院率についてのグラフになります。年齢層が高くなるにつれて入院率が高くなっております。ただ、現時点では、入院が必要な患者については全て入院ができる状況となっております。

次に、下のスライド10、療養状況についてです。先ほど資料2で御説明したとおりとなっております。ただ、1月24日時点ですので、中等症の数が2名となっております。

次のスライドを御覧ください。1月前半からの本県における感染拡大のイメージを、図に表したものになります。年末年始からの人の移動、それから会食等によりまして、主に若い世代の感染から始まり、家庭内感染等を通じて徐々に高齢者施設、飲食店、職場、学校等に今後感染が拡大していくことが懸念されています。

感染状況のまとめといたしまして、スライド12を御覧ください。1月10日から16日までの1週間は20代が中心でした。1月17日以降は、家族感染等により他の世代でも感染が拡大しており、二次・三次感染が増加している状況にあります。県全域で上昇傾向がみられておりますが、特に弘前保健所管内、弘前市が突出して高い状況となっております。現時点の感染状況におきましては、飲食店が感染拡大の中心であるとまでは言えないところではありますが、感染経路不明が多いこと、それからクラスターも含め飲食店や会食が原因の感染も一部で見られていること、幅広い年代の方が各種飲食をすることなど、今までの経験を踏まえまると、飲食店に対する時短要請等については、一定の感染拡大防止効果が見込まれると考えております。

最後のスライドになります。保健・医療提供体制の状況についてのまとめになります。現時点の保健・医療提供体制については、まず入院についてはハイリスク軽症者等が入院しておりますが、現時点で全県の病床使用率は21.5パーセントということで、ひっ迫している状況にはないと考えております。ただ、軽症もしくは無症状の方の宿泊療養施設については、700室確保している中で190室の使用ということで、ある程度ひっ迫しつつあると考えております。また、自宅療養者も、多くの方が自宅療養に入っておりますが、パルスオキシメーターを追加で確保できる見込みでありまして、物理的に対応可能であり、また、健康観察のための人員についても、対応職員を増員いたしまして対応しているところです。また、40代以下の入院率は1割程度と低い状況にありますが、今後このまま感染が拡大していきますと、50代以上の高い年齢層の方々も増加し、病床のひっ迫が懸念されるところです。また、入院調整中の方については、もう既に自宅療養を開始している患者さんも含まれておりますが、弘前保健所で情報整理が追いついていない状況なだけで、医療が必要な方や療養が必要な方については、必要な連絡は届いております。

次に、レベルの移行について資料4で御説明いたします。これは、レベル移行の指標について、1月23日現在の数値を書いております。まず1週間当たりの新規陽性者数は1,299人となっております。指標でいいますと、レベル3に相当します。また、療養者数は1,604人となっております。これもレベル3に相当しております。ただ、病床使用率につきましては21.0%、これはレベル2相当となっております。

レベル移行の判断といたしましては、原則としまして、指標のいずれかが高いレベルに該

当した場合にそのレベルに移行することとしておりますが、レベル移行の指標のうち、先ほど御説明しました二つの指標がレベル3に相当しております。また、現時点で20代の感染が中心でありまして、病床使用率は21.5%となっておりますが、現在の感染状況が継続いたしますと、幅広い世代で感染が拡大し、保健医療体制のひっ迫が懸念されるということから、1月24日からレベル3に移行しております。

次に、第10回青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の開催結果について御報告いたします。1月22日に開催いたしました第10回青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の結果についてです。

1点目として、レベル分類の移行につきましては、レベル分類を「対策を強化すべきレベル」とされるレベル3とすることについて、全会一致で賛成いただきました。

また、2点目といたしまして、まん延防止等重点措置の適用を、対象地域を弘前市として政府へ要請することについて全会一致で賛成いただきました。

なお、会議においては各委員から様々な立場で御助言がありました。具体的には、まず、更なる感染拡大に伴い、今後、高齢者の感染増が懸念されること。また、ワクチン・検査パッケージの適用については、現状に鑑みると必要ないと思われること。また、飲食店への時短要請について、目的内容を十分にアナウンスする必要があることなどの御意見をいただきました。県としてはこれらの御助言、御意見を今後の感染拡大防止に役立てていくこととしております。

私からの報告は以上です。

#### ○坂本危機管理局次長

続いて、新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針の変更及びまん延防止等重点措置の適用に伴う県民・事業者の皆様への要請等につきまして、統括調整部より説明いたします。

#### ○橋本統括調整部長

それではまず、県の対処方針の変更について資料5で説明いたします。本日変更する内容ですが、まず1ページ目の現在の状況です。冒頭「青森県においては、」というところから記載している部分は、前回1月19日の本部会議で反映させた内容を記載しておりまして、令和4年1月20日から感染防止対策全般について取組を強化したという事実を記載しております。

また、一部の市町村において突出して感染が拡大しており、その抑え込みが急務であることから、1月24日にまん延防止等重点措置の適用を国に要請したということに記載しております。

その上で、国では本日、まん延防止等重点措置を実施すべき区域について、本県を含む18道府県を追加するとともに、重点措置を実施すべき期間を同年1月27日から2月20日までとすること等を決定したという状況です。これを踏まえて、本県におきましては、これまでの取組を継続・徹底するとともに、まん延防止等重点措置の適用を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請事項等について適切に実施していく必要があり、前回1月19日に決定して20日から進めております強化した取組とともに、まん延防止等重点措置の適用を踏まえて、それに伴う内容についても実施していくことこの記載となっております。

次に、同じページの重点対策の3つ目、まん延防止等重点措置の実施区域においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請事項として、飲食店等に対する営業時間短縮などの対策を集中的に実施するという部分。これは、まん延防止等重点措置の決定が国でなされたことに伴って記載を追加しております。

次に、2ページの5に、協力要請の内容というところがありますが、これは、後ろの方に

あります別紙1、2によって説明をいたします。まず、5ページのところにあります別紙1ですが、これは、青森県全域でお願いする協力要請等の内容となっております。1月20日から行っております内容と基本的には同内容となっておりますが、7の「イベント等を開催する場合」の部分で、※印のところにイベント開催制限の考え方がありますが、ここはまん延防止等重点措置の実施に伴って開催の考え方が1月27日から変更となりますので、この部分については変更後の内容が反映されるということで、このような記載としているところです。

次に、別紙2は、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として決定された弘前市において行う協力要請等の内容となっております。こちらについては、国が決定した期間である令和4年1月27日から2月20日まで、以下にあります協力要請等の内容を進めていくということになります。この内容につきましては、次の資料6で説明をいたします。

資料6につきましては、まん延防止等重点措置の適用に伴う要請等の内容を記載しております。めくっていただきまして1ページ目が概要ですが、まん延防止等重点措置の期間は先ほどから申し上げますように、令和4年1月27日から2月20日までとなります。区域につきましては、弘前市となります。目的につきましては、新規感染症患者の発生を抑制し、医療のひっ迫を回避するとともに、日常生活に不可欠な社会機能を維持する、ということとなります。

主な要請内容ですが、大きく分けると、まん延防止等重点措置の区域における県民の皆様への要請と、当該区域における事業者の皆様への要請という二つになっております。県民向けの要請については、外出・移動等に係るもの、飲食店の利用に係るもの。事業者向けの要請につきましては、飲食店等、大規模集客施設等、イベントの開催制限、職場への出勤等ということになります。次のページから内容を御説明いたします。

区域内における県民の皆様への要請ということですが、まず一つ目、外出・移動の制限ですが、特別措置法に基づく要請としまして、営業時間の変更を要請した時間、20時以降飲食店等にみだりに出入りしないことが新たな要請となります。また、特措法第24条第9項に基づく要請として、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用の自粛、不要不急の都道府県間の移動について極力控えること。現時点では緊急事態措置区域はございませんが、不要不急の都道府県間の移動について極力控えることということとなります。また、飲食店等の利用・会食等につきましては、飲食店等を利用する際は、同一グループの同一テーブルでの会食は、4人以内とすることとさせていただきます。全国的に、対象者全員検査を適用した場合は、こういった上限の緩和がされる場合もありますが、本県につきましては、現在の感染状況から感染拡大を早期に抑えていくという観点で、この対象者全員検査による人数上限の緩和を適用しないことといたします。

次に、事業者向けの要請内容についてですが、まず、飲食店等への要請として、1月27日から2月20日までの間、対象施設は、食品衛生法上の営業許可を受けている飲食店等で、宅配・テイクアウトは除きます。その上で、結婚式場ですとかカラオケボックス等で、食品衛生法上の営業許可を受けている場合は含まれるということになります。対象区域は、弘前市です。要請内容ですが、まず基本的に5時から20時までの時間短縮の営業とさせていただきます。その上で、まず酒類の提供を行わないことということになりますが、あおもり飲食店感染防止対策認証店につきましては、11時から20時までの間、酒類の提供を行うことができるという選択をすることも可能といたします。時間短縮については、認証店、認証店以外どちらも同じですが、認証店につきましては、酒類の提供を行わないか、11時から20時までの酒類の提供を行うか、このいずれかの選択が可能となります。ただ、酒類の提供をしますと、この要請に全面的に御協力いただいた飲食店等に対しては協力金を支払うということとさせていただいておりますが、この協力金の額が変わってきますので、認証店の選択によってその額に違いが出るということについて、御留意願いたいと思います。また、先ほ

ど県民の皆様にご要請したものと対になります。同一グループの同一テーブルでの会食を4人以内にするご要請をいたします。次にありますのが協力金の内容ですが、こちらにつきましては後ほど別途説明をいたしますので、ここでは省略します。

次に、大規模集客施設です。1,000平方メートル超の大規模集客施設で、このページの表にあるような施設につきましては、右側にありますように、従業員に対する検査の推奨、入場する者の整理、あるいは入場する者に対するマスクの着用の周知など、いくつかの要請をさせていただきますこととなります。

次のページ、入場者の整理等の例示として、施設全体での措置ですとか、売場別の措置ですとか、例示しております。説明は省略いたしますが、こうしたような入場者の整理等を要請するというものです。

次のページは、イベントの開催制限ということになります。これは、資料7、イベント開催制限の考え方についての1月27日から適用する開催制限の考え方に基づいて、イベントの開催を要請するものです。このイベントの開催制限につきましては、青森県全域で適用されることとなります。先ほどの飲食店等については、まん延防止等重点措置の地区、つまり弘前市になるのですが、このイベントの開催制限に関しては、青森県全域ということになります。感染防止安全計画の策定を必要とする規模ですと、人数の上限が表のとおりになることや、この計画を策定しないイベントについても、上限等が記載されたとおりの対応となることとなります。注意書きが下にいくつかあります。それぞれ細かい説明が書いてあります。例えば、注1ですと、安全計画を策定するということについては、参加人数が5千人超かつ収容率50パーセント超のイベントに適用するという内容ですが、まん延防止等重点措置区域においては、これが5千人超のものに変わります。また、注4にあります。このイベントの開催制限に関しても、対象者全員検査による人数上限等の緩和は、同じような考え方から適用しないことといたします。

次に、事業者向けの要請として、職場への出勤等ですが、これについては協力依頼ということになります。重点措置区域以外のところについては、感染防止のための取組、あるいは「三つの密」等を避ける行動を徹底してもらいたいといったようなこと、それから職場での「居場所の切り替わり」、特にここについては、休憩時ですとか飲食時ですとか、そういった切り替わり時点で注意してもらいたいといった内容を記載しております。また、重点措置区域においては、出勤者数の削減の取組の推進や、時差出勤等の推進といったことを要請としてお願いすることとなります。

資料6については、以上でございます。

先ほど申し上げましたように、資料7、イベント開催制限の考え方です。説明については省略いたしますが、この開催制限の考え方を1月27日から適用するということとなります。先ほど簡単に申し上げた内容が少し詳しく記載しておりますし、それ以降のページにおいて具体的な感染防止対策等について詳細に記載しておりますので、参照いただければと思います。

今申し上げました重点措置区域における要請事項と、1月19日に本部会議で決定して20日から要請事項を強めている内容、これらについて一つの表の形で整理したものが資料8となりますので、内容的には重点措置区域に関わるものや、例えば2ページにありますような学校に関するものは、これはいずれの区域においても同様の取扱いとなっているものなど、可能な限り整理しております。なお、例えば、外出・移動等においては、普段の生活においても、人と人との接触機会を低減することを心がけてくださいといったような要請については、重点措置区域以外のところの要請として書いてありますけれども、基本的には、これは重点措置区域も含めて、いずれのエリアにおいても注意すべきことですので、こういったようなことについては、これらの内容も参考としながら、可能な限り接触機会の低減をしていただくとともに、基本的な感染防止対策をそれぞれに徹底していただきますようお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○坂本危機管理局次長

次に、今回の補正予算につきまして、商工労働部長より説明いたします。

○相馬商工労働部長

それでは、資料9を御覧ください。まず、今回の補正予算の概要についてです。今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、まん延防止等重点措置区域において、県からの営業時間短縮要請に応じる飲食店等に対し、協力金を支給するのに要する経費について所要の予算措置を講ずることとし、本日、専決処分したものです。補正予算額は、21億2,746万5千円となっております。補正予算に係る事業内容につきましては、次のページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金給付事業費補助ということで、弘前市内全域を対象とした飲食店等に対する営業時間短縮要請に伴いまして、感染防止対策を徹底した上で全面的に御協力いただいた場合に、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金を支給するというものです。

まず(1)として事業スキームですが、県から弘前市に対しまして、協力金及び協力金支給に係る事務費を補助することとし、弘前市が申請の受付、審査及び支給事務を行うこととしております。

次に、(2)対象となる要件です。①として、食品衛生法上の営業許可を受けている飲食店等ということで、2,060施設を想定しておりますが、この飲食店等を運営する事業者であって、②のとおり令和4年1月27日から2月20日までの要請の全期間において、午前5時から午後8時までの時間短縮営業及び酒類提供を行わないことに御協力いただくこと等となっております。ただし、事業者におきまして、準備期間を要する場合は、令和4年1月29日までに協力を開始することといたしまして、この場合の協力金は、御協力いただいた日数分ということになります。

(3)支給額の単価についてです。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における協力要請推進枠の取扱いに従いまして、前年又は前々年の売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定することとなっております。表の①です。酒類提供を行わず時短営業に協力する場合につきましては、売上高に基づいて協力金の額を算定するA方式では、日額3万円から最大10万円まで。売上高の減少額に基づいて算定するB方式では、日額最大20万円を支給することといたします。また、②のとおり、あおもり飲食店感染防止対策認証店につきましては、11時から20時までの種類提供を選択可能となっております。この場合の支給額は、A方式で日額2万5千円から7万5千円まで。B方式で日額最大20万円ということになっております。補正予算についての説明は以上です。

○坂本危機管理局次長

ここまでの説明につきまして質問等ございますでしょうか。

それでは、本部長から指示事項とメッセージをお願いいたします

○三村本部長

まず、指示事項です。

関係部長から説明がありましたとおり、本日、政府における決定を受け、弘前市を対象区域とするまん延防止等重点措置の内容を決定いたしました。

県内の感染状況は、これまでにないスピードで感染が拡大し続け、クラスターも頻発しており、特に、弘前市では、ここ1週間の新規感染者が500人を超えるなど、突出しています。こうした感染状況が継続すると、保健・医療提供体制のひっ迫などが懸念されることから、青森県のレベル分類について、昨日、対策を強化すべき「レベル3」に引き上げたと

ころです。

各部にあっては、関係機関・団体等と連携して、関係者や事業所等に対してまん延防止等重点措置の内容等を周知するようお願いいたします。加えて、既に、それぞれが感染状況等に応じた対策を講じ、実施しているものと認識していますが、引き続き、対策の徹底に努めてください。

また、関係部にあっては、弘前市と緊密に連携の上、飲食店等に対し、営業時間短縮等の要請について早急に周知を図るとともに、協力金の申請・交付事務や飲食店の見回りの円滑な実施に向けて万全を期すようお願いいたします。

オミクロン株は、密集・密閉・密接のどれか一つでも感染する可能性があります。職員の危機意識を更に一段高め、執務室や実施事業の中で「密」が生じないように十分に注意するようお願いいたします。

また、職員各位にあっては、一層気を引き締め、健康管理とあらゆる場面での感染防止対策を徹底するようお願いいたします。

以上、現下の厳しい感染状況を踏まえ、感染拡大の抑え込みに向けて、各部の持てる力を結集し、全庁一丸となって取り組むよう指示します。

続きまして、県民の皆様方にお話をさせていただきます。

本日、政府において、まん延防止等重点措置の適用について青森県を含む18道府県を追加することなどが決定されました。

そして、本県では、まん延防止等重点措置を講ずるべき区域を弘前市とし、具体的措置内容を決定しましたので御報告いたします。

まず、現在の感染状況ですが、これまでにないスピードで新規感染症患者が増加し続け、クラスターも頻発しております。特に、弘前市におきましては、ここ1週間の新規感染症患者が500人を超えるなど、突出して感染が拡大しており、その抑え込みが急務となっております。

こうした感染状況が継続すると、保健・医療提供体制のひっ迫などが懸念されることから、青森県のレベル分類について、昨日、対策を強化すべき「レベル3」に引き上げたところです。

次に、まん延防止等重点措置についてです。

先ほども申し上げたところですが、対象区域は弘前市とし、期間は1月27日から2月20日までとします。また、特別措置法に基づく県民及び事業者の皆様方への協力要請といたしましては、

- ・弘前市内の宅配・テイクアウトを除く飲食店においては、営業時間を5時から20時までの範囲内とし、酒類の提供を行わないこと。ただし、あおもり飲食店感染防止対策認証制度の認証店については、店側の判断で酒類も提供できること。
- ・結婚式場、カラオケボックス等についても、食品衛生法上の営業許可を受けている場合は、飲食店と同様の取扱いとすること。
- ・飲食店等においては、同一グループの同一テーブルでの会食を4人以内とすること。
- ・県民の皆様方も、20時以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと。
- ・大規模な集客施設においては、「入場者の整理等」「入場者へのマスク着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置」を行うこと。

などとなります。

なお、営業時間短縮等の要請に関しまして、要請対象の飲食店等で当該要請に応じていただいた皆様方に対しては、協力金を支給することとし、本日、当該協力金に係る補正予算を専決処分いたしました。

その申請・交付事務や飲食店の見回りにつきましては、弘前市の全面的な御協力をいただき、連携して対応していきます。

弘前市以外の市町村においては、既にお知らせしているとおり、1月20日から2月28日までの期間、感染拡大防止のための対策を強化しているところであり、現在の対策を継続して実施することといたします。

今般、弘前市を対象区域とするまん延防止等重点措置を講ずることとなりましたが、現時点では感染症患者で医療が必要な方への診療はしっかりとできている状況と認識しております。弘前市民の皆様方、そして周辺の市町村の皆様方も、まずは冷静に受け止めていただきたいと思います。

その上で、感染が拡大しているオミクロン株に対しても、基本的な感染防止対策が有効であると言われております。その中でも、密集・密閉・密接のどれか一つでも感染する可能性がありますので、「密」そのものを避けるよう心掛けていただきたいと思います。繰り返すようになりますが、マスクの着用、手指消毒、こまめな換気等、基本的な感染防止対策につきましては、何とぞ徹底をお願いいたします。

「STOPオミクロン」

県内では、既に感染拡大防止のための対策を強化しており、県民の皆様方に御不便をお掛けしているところです。また、弘前市に対してまん延防止等重点措置を適用いたしますと、弘前市民の方々には、更なる御不便をお掛けすることになるものと存じます。

しかしながら、現状の感染拡大に歯止めが掛からなければ、結果として医療がひっ迫し、さらには、日常生活を営む上で必要な社会機能を維持・確保できなくなるおそれがあります。

何としてもこうした事態を回避するために、県としても、引き続き全力で取り組んでいきますが、県民の皆様方におかれましても、一つの「密」でも避けていただくこと、そして、基本的な感染防止対策についての御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして、本日の危機対策本部会議を終了いたします。